

【令和7年3月24日公布 令和7年三浦市条例第12号】

三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例

三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年三浦市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条中「翌日午前5時」を「翌日の午前5時」に改める。

第15条第2項中「週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）」に改める。

第22条第2項中「（配偶者）の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第24条第2項中「、第7条」及び「若しくは第2項」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定及び第24条第2項の改正規定（「若しくは第2項」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 2 令和8年3月31日までの間における改正後の第5条第2項の規定の適用については、同項中「（5）心身に著しい障害がある者」とあるのは、
「（5）心身に著しい障害がある者
（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））」とする。

（三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年三浦市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、第7条」を削る。